

が疾対第 1582 号  
令和 2 年 5 月 28 日

公益社団法人神奈川県病院協会会長 様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長

精神科コロナ重点医療機関認定要綱の制定について（通知）

日頃から本県の健康医療行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、新型コロナウイルス感染症対策を進めているところですが、このたび、一般の医療機関では対応が難しい、精神疾患を有し、かつ、新型コロナウイルスに感染した方に適切な医療を提供するため、精神科コロナ重点医療機関の設置などを定めた「精神科医療に係る神奈川モデル医療機関認定要綱」を制定しましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員に、精神科コロナ重点医療機関等として御協力いただきますよう、周知をよろしくお願い申し上げます。

なお、精神科コロナ重点医療機関等への認定について同意いただける病院におかれましては、精神科医療に係る神奈川モデル医療機関同意書（第 1 号様式）を提出いただくこととしております。

また、神奈川県精神科病院協会に対しても、別途通知していることを申し添えます。

問合せ先

特命・行政連携班 渡邊、浅岡  
電話 045-285-0639(直通)

## 精神科医療に係る神奈川モデル医療機関認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた神奈川県の新たな精神科医療体制（以下「精神科医療に係る神奈川モデル」という。）における精神科コロナ重点医療機関及び精神科コロナ疑い例等対応病院（以下「精神科コロナ重点医療機関等」という。）の認定に関し必要な事項を定める。

(精神科コロナ重点医療機関)

第2条 精神科コロナ重点医療機関は、次のいずれかの医療機関とする。

- (1) 点滴や酸素投与等が必要な新型コロナウイルス PCR 陽性の中等症患者であり、かつ、精神疾患を有する患者を重点的に受け入れる医療機関
  - (2) 新型コロナウイルス PCR 陽性の軽症又は無症状の患者であり、かつ、精神疾患を有する患者であって、その精神疾患の症状により他の精神科病院では対応が困難な患者を重点的に受け入れる医療機関
  - (3) 第1号の医療機関と連携し、精神科領域における、医療の提供や看護ケアの実施及びコンサルテーション等の支援を行う医療機関
- 2 前項各号の医療機関は重複することができる。
- 3 第1項第1号の医療機関の役割は次のとおりとする。
- (1) 新型コロナウイルス PCR 陽性であって、点滴加療、酸素投与が必要な患者、65歳以上の高齢者、重症化リスクが高い心疾患などの既往疾患があり経過観察が必要な中等症患者であり、かつ、精神疾患を有する患者の入院管理
  - (2) 「神奈川モデル医療機関認定要綱」第2条に規定する高度医療機関の入院管理において新型コロナウイルス感染症の症状が軽快し、中等症となった患者であり、かつ、精神疾患を有する患者の入院管理
- 4 第1項第2号の医療機関の役割は次のとおりとする。
- (1) 新型コロナウイルス PCR 陽性の軽症又は無症状の患者であり、かつ、精神疾患を有する患者であって、その精神疾患の症状により他の精神科病院では対応が困難な患者の入院管理
  - (2) 第1項第1号の医療機関又は「神奈川モデル医療機関認定要綱」第2条に規定する高度医療機関の入院管理において新型コロナウイルス感染症の症状が軽快し、軽症又は無症状となった患者であり、かつ、精神疾患を有する患者であって、その精神疾患の症状により他の精神科病院では対応が困難な患者の入院管理
- 5 第1項第3号の精神科コロナ重点医療機関の役割は、第1項第1号の医療機関と連携し、精神科領域における、医療の提供や看護ケアの実施及びコンサルテーション等の支援を行うこととする。

(精神科コロナ疑い例等対応病院)

第3条 精神科コロナ疑い例等対応病院は、精神科コロナ重点医療機関を支援する医

療機関とする。

2 精神科コロナ疑い例等対応病院の役割は次のとおりとする。

(1) PCR 結果は不明だが疑似症のある患者であり、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第 27 条又は第 29 条の 2 の規定による精神保健指定医の診察の結果、入院の必要があるとされた患者の入院管理

(2) PCR 検査は未実施だが疑いのある患者であり、かつ、法第 27 条又は第 29 条の 2 の規定による精神保健指定医の診察の結果、入院の必要があるとされた患者の入院管理

(3) 前号の患者について、県保健福祉事務所又は市保健所との調整による PCR 検査の実施

(認定)

第 4 条 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長（以下「本部長」という。）は、精神科コロナ重点医療機関又は精神科コロナ疑い例等対応病院の役割を担うことができることを認める医療機関を、当該医療機関の管理者の同意に基づき、精神科コロナ重点医療機関又は精神科コロナ疑い例等対応病院として認定することができる。

2 前項の規定により同意をする者は、「精神科医療に係る神奈川モデル医療機関同意書」（第 1 号様式）を本部長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定による認定にあたり、精神科コロナ重点医療機関及び精神科コロナ疑い例等対応病院の区分は重複することができる。

(認定の変更等)

第 5 条 本部長は、精神科コロナ重点医療機関等の管理者から申し出があった場合は、認定を変更することができる。

2 本部長は、役割を欠くに至ったと認める場合又は精神科コロナ重点医療機関等の管理者から申し出があった場合は、認定を取り消すことができる。

(調査の協力)

第 6 条 精神科コロナ重点医療機関等は、県の調査や現地確認等の依頼があった場合は協力するものとする。

(情報の共有、公開)

第 7 条 精神科コロナ重点医療機関等の名称、病床数その他患者の搬送及び受入れに必要な情報は、精神科コロナ重点医療機関等、県、保健所設置市等関係機関で共有するものとする。

2 精神科コロナ重点医療機関等の名称は、原則、公開とする。ただし、精神科コロナ重点医療機関等から申し出があったときは、この限りではない。

(相互連携及び協力)

第8条 精神科コロナ重点医療機関等は、患者の治療や看護等にあたり、相互に連携及び協力するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、精神科コロナ重点医療機関等の認定に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。

第1号様式

令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長 殿

所在地

名称

管理者

「精神科医療に係る神奈川モデル医療機関同意書」

令和 年 月 日付け 第 号で依頼がありました、精神科医療に係る神奈川モデル医療機関の認定について同意します。

区分	精神科コロナ重点医療機関	要綱第2条第1号該当	
		要綱第2条第2号該当	
		要綱第2条第3号該当	
	精神科コロナ疑い例等対応病院		
備考			

※ 区分は、該当するものに○印をつけてください

※ 区分が重複する場合は、複数○印をつけてください

事務担当

# 精神科医療に係る神奈川モデル

参考資料1

## 1 精神保健福祉法に基づく精神保健(措置)診察を行う患者

		医療機関の区分					
精神疾患の重篤度	重症 ↑	精神科救急 輪番病院	疑い例等 対応病院 【要綱3条1項】		精神科コロナ 重点医療機関 【要綱2条1項2号】	精神科コロナ 重点医療機関 【要綱2条1項1号、3号】	高度医療機関 【神奈川モデル要綱2条】
	軽症	—	—	—	—	—	—
		コロナの 疑いなし	PCR未実施だが コロナの疑いあり	PCR結果不明だが コロナ疑似症あり	軽症・無症状	中等症	重症
新型コロナウイルス感染症の重篤度							

\* 精神保健(措置)診察を行う患者なので精神疾患の症状は重いことを想定

\* 「疑い例等対応病院」及び「精神科コロナ重点医療機関」は、精神科救急輪番病院等の中から対応可能な病院を認定する

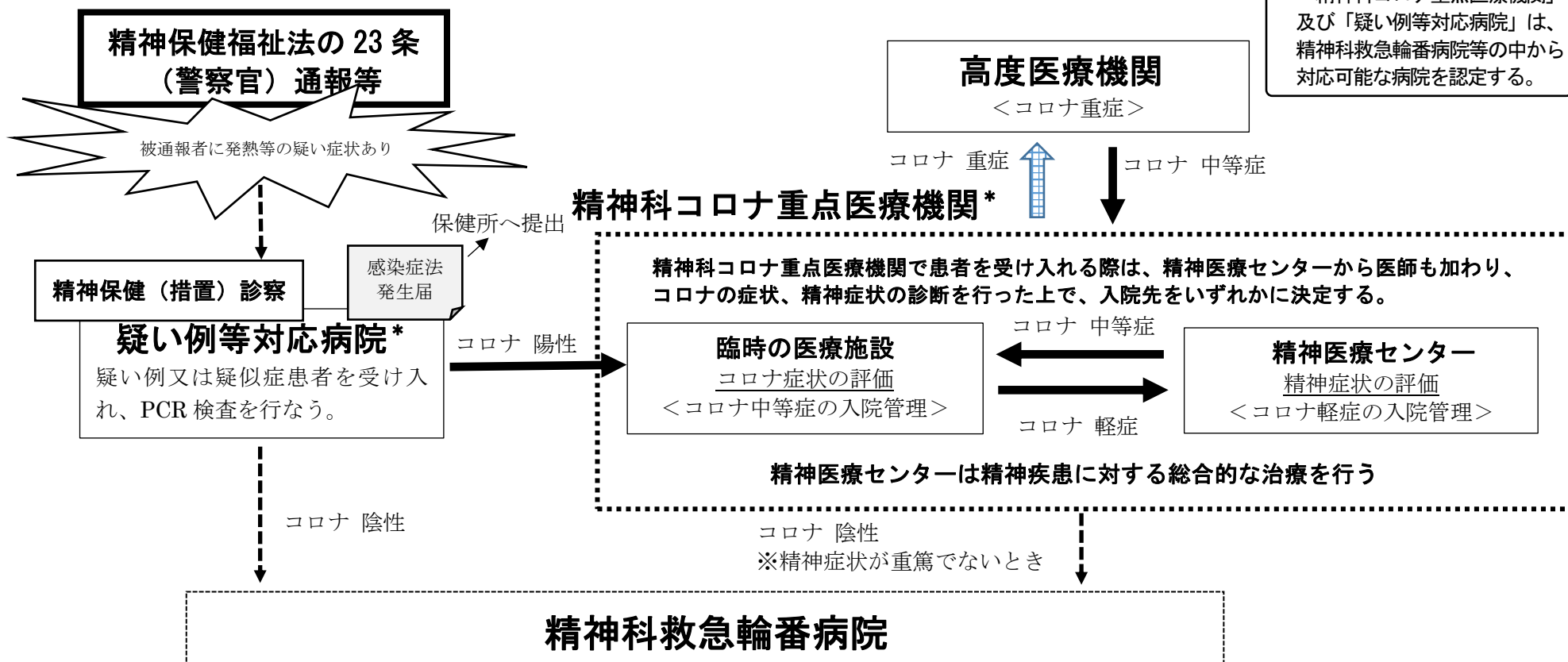
## 2 既に精神科病院に入院中の患者

		医療機関の区分					
精神疾患の重篤度	重症 ↑	入院中の 精神科病院			精神科コロナ 重点医療機関 【要綱2条1項2号】	精神科コロナ 重点医療機関 【要綱2条1項1号、3号】	高度医療機関 【神奈川モデル要綱2条】
	軽症				精神科コロナ 重点医療機関 【要綱2条1項1号】		
		コロナの 疑いなし	PCR未実施だが コロナの疑いあり	PCR結果不明だが コロナ疑似症あり	軽症・無症状	中等症	重症
新型コロナウイルス感染症の重篤度							

\* 「精神科コロナ重点医療機関」は、精神科救急輪番病院等の中から対応可能な病院を認定する

# 精神科コロナ重点医療機関に係る診療フロー図

## 1 精神保健福祉法に基づく精神保健診察時に疑似症状がある場合



\*「精神科コロナ重点医療機関」及び「疑似例等対応病院」は、精神科救急輪番病院等の中から対応可能な病院を認定する。

### ＜注意事項＞

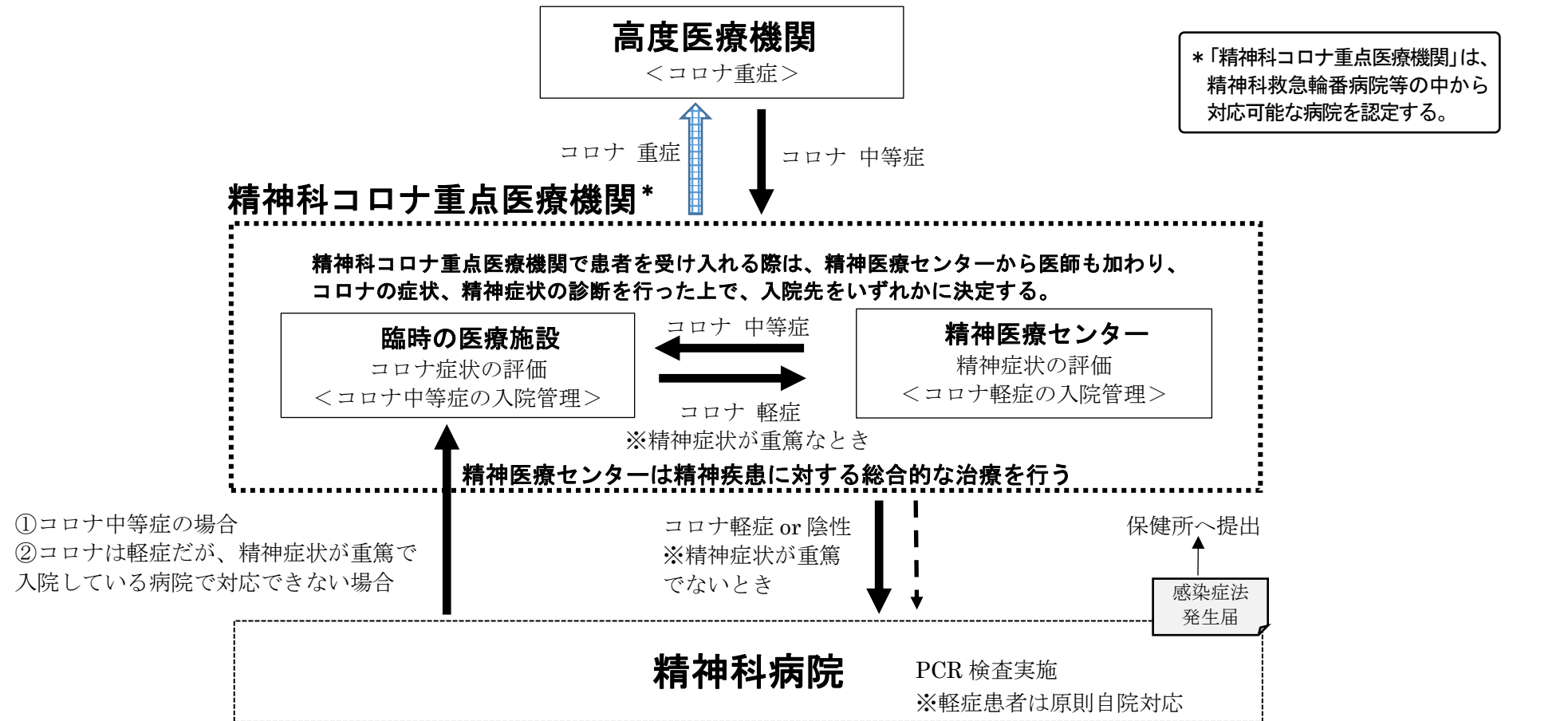
- ① コロナ陽性後の入退院、搬送等の調整は、新型コロナ対策本部作成「保健所の対応手順」に基づき、発生届を受理した県保健福祉事務所・市保健所が行う。
- ② 疑似例等対応病院から精神科コロナ重点医療機関への搬送の際は、疑似例等対応病院の医師、看護師等が付き添い、安全な搬送に努める。
- ③ 高度医療機関や精神科コロナ重点医療機関におけるコロナ治療後の患者の取扱い  
→ コロナ陰性の確認後に精神科輪番病院に転院する。

**精神科救急での搬送**  
(精神科救急主管課が調整)  
**精神科救急移送車両を利用**

**感染症対応での搬送**  
(県保健福祉事務所、市保健所が調整)  
**民間救急車両を利用**

〔ただし、高度医療機関への搬送は消防救急車を使用〕

## 2 入院患者が陽性となった場合（措置入院患者を含む）



### <注意事項>

- ① コロナ陽性後の入退院、搬送等の調整は、新型コロナ対策本部作成「保健所の対応手順」に基づき、発生届を受理した県保健福祉事務所・市保健所が行う。
- ② 精神科病院から精神科コロナ重点医療機関への搬送の際は、搬送元の精神科病院の医師、看護師等が付き添い、安全な搬送に努める。
- ③ 高度医療機関や精神科重点医療機関におけるコロナ治療後の患者の取扱い  
→ 精神症状が重篤な場合を除き、発症時に入院していた精神科病院に戻る。
- ④ 精神科病院で新型コロナウイルス感染が疑われた場合の PCR 検査の実施については、県保健福祉事務所・市保健所に相談する。

**感染症対応での搬送**  
(HWC、市 HC が調整)  
民間救急車両を利用

ただし、高度医療機関への搬送は消防救急車を使用

また、陰性となった場合、措置入院者は精神科救急主管課が、それ以外は搬送元の精神科病院で搬送調整